松江市保育所等における保育の実施に関する規則の一部を改正する規則

松江市保育所等における保育の実施に関する規則（平成26年松江市規則第50号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特別利用保育を実施する保育所） 第12条　特別利用保育を実施する保育所は、次に掲げるものとする。 (1)　略 (2)～(5)　略 2～4　略 様式第1号(第3条関係)　別紙のとおり	（特別利用保育を実施する保育所） 第12条　特別利用保育を実施する保育所は、次に掲げるものとする。 (1)　略 (2)　松江市立野波保育所 (3)～(6)　略 2～4　略 様式第1号(第3条関係)　別紙のとおり

＜改正後＞

様式第１号（第３条関係）

保　育　所　等　入　所　申　込　書

（あて先）松江市長

年　　月　　日

保育所等への入所につき次のとおり申し込みます。

保護者	氏名	※自署の場合は押印不要です。	印
	住所	〒□□□-□□□□	

入所申込児童	フリガナ		生年月日	（□出産予定日）	性別	□男 □女	障害者手帳の有無	□無 □有
	氏名			□□年□□月□□日				
	兄弟姉妹の状況	生計を一にする兄弟姉妹のうち　□第１子　□第２子　□第３子以降						
	医療的ケアの要否	□ 否 □ 要	医療的ケアの内容					

入所を希望する保育所等の名称	希望順位	施設名
	第１希望	
	第２希望	
	第３希望	
	第４希望	
	第５希望	

保育の実施を希望する期間	□□年□□月□□日	から	□　就学前まで	□□年□□月□□日

兄弟姉妹同時に入所申込をする場合（許容可能な内容の番号に☑を付けてください。）	同一施設のみ入所可能（同保同時）			□　1
	別々の施設に入所も可能	同月入所希望（別保同時）	希望順位を優先	□　2
			同一施設に入所を優先	□　3
		兄弟姉妹のうち　１人でも入所可能（別保順次）	希望順位を優先	□　4
			同一施設に入所を優先	□　5

●保育所等：保育所、認定こども園（保育所機能）及び小規模保育事業施設をいう。

※認定こども園の入園を申し込む場合は、保育所機能又は幼稚園機能のいずれかを選択することとなります。保育を必要とする事由がある場合は、原則として保育所機能を選択してください。

【入所申込に当たっての同意事項】

1.　入所決定した保育所等に対して、当該保育所等が必要とする個人情報を提供します。
　※入所決定した保育所等に対する情報提供は、電子通知システムを使用して行います。

2.　入所申込児童の健康状態により、入所を希望する保育所等において保育の実施ができない場合があります。

教育・保育給付認定・変更申請書及び保育の必要性を証明する書類を併せて提出してください。

＜改正前＞

様式第１号（第３条関係）

保　育　所　等　入　所　申　込　書

（あて先）松江市長

令和　　年　　月　　日

保育所等への入所につき次のとおり申し込みます。

保護者	氏名	※自署の場合は押印不要です。	印
	住所	〒□□□-□□□□	

入所申込児童	フリガナ		生年月日	（□出産予定日）	性別	□男 □女	障害者手帳の有無	□無 □有
	氏名		□平成 □令和	□□年□□月□□日				
	兄弟姉妹の状況	生計を一にする兄弟姉妹のうち　□第１子　□第２子　□第３子以降						
	医療的ケアの要否	□ 否 □ 要	医療的ケアの内容					

	希望順位	施設名
入所を希望する保育所等の名称	第１希望	
	第２希望	
	第３希望	
	第４希望	
	第５希望	

保育の実施を希望する期間	令和	□□年□□月□□日	から	□　就学前まで	
				□令和	□□年□□月□□日

兄弟姉妹同時に入所申込をする場合（許容可能な内容の番号に☑を付けてください。）	同一施設のみ入所可能（同保同時）			□　1
	別々の施設に入所も可能	同月入所希望（別保同時）	希望順位を優先	□　2
			同一施設に入所を優先	□　3
		兄弟姉妹のうち　１人でも入所可能（別保順次）	希望順位を優先	□　4
			同一施設に入所を優先	□　5

●保育所等：保育所、認定こども園（保育所機能）及び小規模保育事業施設をいう。

※認定こども園の入園を申し込む場合は、保育所機能又は幼稚園機能のいずれかを選択することとなります。保育を必要とする事由がある場合は、原則として保育所機能を選択してください。

【入所申込に当たっての同意事項】

1．入所決定した保育所等に対して、当該保育所等が必要とする個人情報を提供します。
　※入所決定した保育所等に対する情報提供は、電子通知システムを使用して行います。

2．入所申込児童の健康状態により、入所を希望する保育所等において保育の実施ができない場合があります。

教育・保育給付認定・変更申請書及び保育の必要性を証明する書類を併せて提出してください。

附　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。